

## 須坂市農業委員会 令和6年10月総会 議事録

- 1 招集 令和6年10月31日(木) 午後3時
- 2 開会 令和6年10月31日(木) 午後3時
- 3 閉会 令和6年10月31日(木) 午後3時40分
- 4 場所 須坂市議会第4委員会室

- 5 出席した農業委員 (12人)  
出席した農地利用最適化推進委員 (7人)

会長	14番	神林利彦	農業委員	6番	丸山輝幸	推進委員	15番	小布施嘉雄
会長職務代理	13番	中村豊彦	〃	8番	原千賀子	〃	16番	竹前清孝
3	1番	返町俊昭	〃	9番	小林昇	〃	17番	丸山雅之
農業委員	3番	湯本か代子	〃	10番	吉池寿一	〃	18番	吉田幸夫
〃	4番	黒岩基之	〃	11番	勝山修一	〃	19番	小林郁雄
〃	5番	山岸幸子	〃	12番	目黒孔一	〃	20番	増田光輝
						〃	21番	市川和志

- 6 欠席した農業委員 2番 後藤文夫 7番 春原博  
欠席した農地利用最適化推進委員 なし

- 7 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第22号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する決定について

議案第23号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する決定について

議案第24号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する決定について

議案第25号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

報告第13号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

報告第14号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について

- 8 農業委員会事務局職員

事務局長 荻原一司 局長補佐兼農地係長 長野寛

- 9 須坂市説明員

産業振興部農林課長補佐 関野勝仁 農政係主任主事 小池祐希

- 10 会議の概要

事務局長 定刻になりましたので、須坂市農業委員会10月総会を開会いたします。

本日の会議につきましては、2番後藤委員、7番春原委員から欠席の連絡がありました。農業委員総数の過半数を満たしておりますので、会議の成立をご報告いたします。

それでは、須坂市農業委員会会議規則第4条の規定により、「会長は会議の議長となり、議事を整理する」となっておりますので、会長の議事進行をお願いいたします。

議長 収穫の秋を迎え大変お忙しいところ、10月総会にご参集いただきありがとうございます。議事の方がスムーズに進行できますようお願い申し上げます。早速10

月総会に移りたいと思います。

議長 10月提出分の4議案につきまして、慎重審議をよろしくお願い申し上げます。  
 それでは、議事に入ります。  
 最初に、議事録署名委員の指名を行います。  
 須崎市農業委員会 会議規則第14条の規定により、3番湯本か代子委員、4番黒岩基之委員をご指名申し上げます。

議長 それでは、議案第22号農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する決定について」申請件数4件を議題といたします。  
 事務局の説明をお願いします。  
 (議案書に基づき朗読、説明。)

事務局 次に、地区担当の推進委員さんで補足説明がございましたらお願いいたします。  
 議長 ないようですので、農業委員さんで何か補足説明がございますか。  
 議長 ないようですので、これより質疑意見に入ります。  
 議長 推進委員さんで質疑意見はございませんか。  
 議長 ないようでしたら、農業委員さんで何かございますか。  
 委員 No.2の議案の面積の表示方法ですが、共有地ということで全体面積だけを記載すると大変大きな面積になってしまいます。持分割合に応じた面積を内書きで記載しておくとうわかりやすいと思います。

事務局 ありがとうございます。今後そのようにさせていただきます。  
 議長 ほかにないようですので、採決いたします。  
 議長 議案第22号の4件について、許可と決定するに賛成の農業委員さんは挙手願います。  
 挙手全員であります。  
 よって、議案第22号の4件については許可と決定しました。

議長 次に、議案第23号「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について」申請件数1件を議題といたします。  
 事務局の説明をお願いします。  
 (議案書に基づき朗読、説明。)

事務局 次に、地区担当の推進委員さんで、補足説明がございましたらお願いいたします。  
 議長 農業委員さんで何か補足説明がございますか。  
 議長 ないようですので、これより質疑意見に入ります。  
 議長 推進委員さんで質疑意見はございませんか。  
 委員 説明欄に追認をお願いしたいと記載されているが、追認だとこれまでの違法状態がなかったこととなります。是正を図りたいというように表現を変えるべきと思います。  
 事務局 今後表現を改めるようにします。  
 議長 ほかにないようでしたら農業委員さんで何かございますか。  
 議長 ないようですので、採決いたします。  
 議長 議案第23号の1件について意見可と決定するに、賛成の農業委員さんは挙手願います。  
 挙手全員であります。よって、議案第23号の1件については意見可と決定しました。

議長 次に、議案第24号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について」申請件数2件を議題といたします。  
 事務局の説明をお願いします。  
 (議案書に基づき朗読、説明。)

事務局 次に、地区担当の推進委員さんで、補足説明がございましたらお願いいたします。  
 議長 農業委員さんで何か補足説明がございますか。  
 議長 ないようですので、これより質疑意見に入ります。  
 議長 推進委員さんで質疑意見はございませんか。

議長 ないようでしたら農業委員さんで何かございますか。  
議長 ないようでありますので、採決いたします。  
議長 議案第 24 号の 2 件について意見可と決定するに、賛成の農業委員さんは挙手願います。  
議長 挙手全員であります。よって、議案第 24 号の 2 件については意見可と決定しました。

議長 次に、議案第 25 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について」申請件数 9 件を議題といたします。  
議長 最初に、No. 1 から No. 6 の 6 件について、審議いたします。  
議長 事務局の説明を願います。  
議長 (議案書に基づき朗読、説明。)  
議長 次に、地区担当の推進委員さんで、補足説明がございましたらお願いいたします。  
議長 ないようでしたら、農業委員さんで何か補足説明がございますか。  
議長 ないようですので、これより質疑意見に入ります。  
議長 推進委員さんで質疑意見はございませんか。  
議長 ないようでしたら、農業委員さんで何かございますか。  
議長 ないようでありますので、これより採決いたします。

議長 議案第 25 号の No. 1 から No. 6 の 6 件について、決定とするに賛成の農業委員さんは挙手願います。  
議長 挙手全員であります。  
議長 よって、No. 1 から No. 6 の 6 件は、決定とすることに決しました。

議長 次に、No. 7 から No. 9 の 3 件について、審議いたします。  
議長 事務局の説明を願います。  
議長 (議案書に基づき朗読、説明。)  
議長 次に、地区担当の推進委員さんで、補足説明がございましたらお願いいたします。  
議長 ないようでしたら、農業委員さんで何か補足説明がございますか。  
議長 ないようでしたら、これより質疑意見に入ります。  
議長 推進委員さんで質疑意見はございませんか。  
議長 ないようでしたら、農業委員さんで何かございますか。  
議長 ないようですので、採決いたします。

議長 議案第 25 号の No. 1 から No. 6 の 6 件について、決定とするに賛成の農業委員さんは挙手願います。  
議長 挙手多数であります。  
議長 よって、No. 1 から No. 6 の 6 件については、決定とすることに決しました。

議長 以上で審議案件は終了いたしました。  
議長 次に、報告に移ります。  
議長 報告第 13 号「農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について」報告件数 1 件、報告第 14 号「農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出について」報告件数 2 件について事務局の説明を願います。  
議長 (議案書に基づき朗読、説明。)  
議長 この件についてご質問はございませんか。  
議長 ないようですので以上で報告を終わります。これを持ちまして、10 月総会を閉会といたします。  
議長 ご苦労様でした。